

第三十五号議案

江戸川区篠崎公益複合施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区篠崎公益複合施設条例の一部を改正する条例

江戸川区篠崎公益複合施設条例（平成十九年三月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「その他区長」を「前三号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第九条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等の」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表中「施設及び利用料金」を「施設利用料金」に改め、同表第一講義室の項中「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八六〇円」に改め、同表第二講義室の項中「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八六〇円」に改め、同表備考第一号中「区民」を「江戸川区民」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。